経営・管理	五年、三年、一年、六月、四月又は三月
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年三月三十一日から施行する。

○法務省令第二十七号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第二項、第四百四十四条第一項及び第六百十七条第二項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　法務大臣　三好　雅子

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（金融商品に関する注記） **第百九条**　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、法第四百四十四条第三項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、第三号に掲げる事項を省略することができる。 ［一・二　略］ 三　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 ２　［略］	（金融商品に関する注記） **第百九条**　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］ ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

経営・管理	五年、三年、一年、四月又は三月
［同上］	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

○法務省・厚生労働省令第四号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十八条第四号ロの規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　法務大臣　三好　雅子
厚生労働大臣　加藤　勝信

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年法務省・厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （経過措置） ２　当分の間、第八号の規定の適用については、同号中「規定」とあるのは、「規定、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項及び第七項の規定並びに働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定」とする。	**附　則** （経過措置） ２　当分の間、第八号の規定の適用については、同号中「規定」とあるのは、「規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項及び第七項の規定」とする。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。